小売物価統計調査規則の一部を改正する省令

小売物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表（第四条、第五条、第六条、第十条、第十一条関係）

	品目	調査日	調査担当者
一	［略］　そうめん　［略］　もち　シリアル　［略］ ベーコン　味付け肉　［略］　しめじ　カット野菜 ［略］　オレンジ　バナナ　キウイフルーツ　アボカド　果物缶詰　ナッツ　［略］　冷凍米飯　［略］ 調理ピザ　無菌包装米飯　［略］　やきとり　ハンバーグ　［略］　冷凍調理ハンバーグ　冷凍ぎょうざ ［略］　焼豚　サラダチキン　おでん　［略］　炭酸飲料　ノンアルコールビール　［略］　ピザ（配達） ［略］　給湯器　［略］　外壁塗装費　屋根修理費 ［略］　食堂セット　ソファ　［略］　室内時計 クッション　［略］　布団カバー　敷きパッド　［略］ 物干し用ハンガー　収納ケース　［略］　キッチンペーパー　漂白剤　［略］　女児用スカート　子供用ズボン　［略］　子供用下着　［略］　クリーニング代　［略］　マスク　軽度失禁用品　［略］　カーナビゲーション　ドライブレコーダー　［略］　写真プリント代　写真撮影代　［略］　理髪料　クレンジング　［略］ ［略］　みかん　しらぬひ　［略］　さくらんぼ　［略］	［略］	［略］
二	［略］	［略］	［略］
三	［略］　下水道料　［略］　ゴルフプレー料金　［略］ 文化施設入場料（公立）　文化施設入場料　入浴料 葬儀料　学童保育料　［略］ ［略］	［略］	［略］
四	コーヒー飲料（セルフ式）　宅配水　［略］　健康保持用摂取品　診療代（国民健康保険）　［略］　乳液（カウンセリング）　美容液（カウンセリング）　［略］ ［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正前

別表（第四条、第五条、第六条、第十条、第十一条関係）

	品目	調査日	調査担当者
一	［同上］　干しうどん　［同上］　もち　［同上］ ベーコン　［同上］　しめじ　［同上］　オレンジ しらぬひ　キウイフルーツ　果物缶詰　［同上］　冷凍調理ピラフ　［同上］　調理ピザパイ　［同上］ やきとり　［同上］　冷凍調理ハンバーグ　［同上］ 焼豚　［同上］　炭酸飲料　［同上］　ピザパイ（配達）　［同上］　給湯機　［同上］　外壁塗装費　［同上］　食堂セット　［同上］　室内時計　［同上］ 布団カバー　［同上］　物干し用ハンガー　［同上］ キッチンペーパー　［同上］　女児用スカート　［同上］　子供用シャツ　［同上］　洗濯代　［同上］ マスク　［同上］　カーナビゲーション　［同上］ 写真プリント代　［同上］　理髪料　［同上］ ［同上］　みかん　［同上］　さくらんぼ　バナナ ［同上］	［同上］	［同上］
二	［同上］	［同上］	［同上］
三	［同上］　下水道料　診療代（国民健康保険）　［同上］　ゴルフプレー料　［同上］　文化施設入場料（公立）　入浴料　［同上］ ［同上］	［同上］	［同上］
四	コーヒー飲料（セルフ式）　［同上］　健康保持用摂取品　［同上］　乳液（カウンセリング）　［同上］ ［同上］	［同上］	［同上］

附　則

この省令は、令和二年一月一日から施行する。